栃木県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

平成27年4月6日 制定

栃木県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 地域

(1) 現況

本県は、関東平野の北端に位置し、那珂川や鬼怒川、渡良瀬川等の豊富な水資源に恵まれた平坦な農業地帯と八溝山系や那須連山の山々を背に広がる中山間地域からなり、地域の特性を活かした多様な農業が展開されている。

県南部では米麦の二毛作やイチゴ、トマトなどの園芸が盛んに取組まれている。また、 県北部では、酪農を始めとする畜産や水田農業が盛んであり、米麦、大豆やうど、ねぎ等 の栽培が行われている。

平坦な農業地帯では、担い手への農地集積による経営規模の拡大が図られているが、担い手へ農地集積が進む中で、農業水利施設等の保全管理等や農用地の保全に関する取組に要する担い手の負担が課題となっている。

また、中山間地帯では、都市住民との交流活動も活発に行われているが、高齢化や集落機能低下により農村の活力が低下しつつあり、農村環境の保全管理に向けた取組の推進が必要である。

さらに、環境問題に対する県民の関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本県では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第各号に掲げる事業を推進する。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するために、農業者団体等が実施する、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 本県の多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然 的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、日本型直接支払の取組を始めとした農業者団 体等による各種の取組を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されるよ う、市町村の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 3 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する 区域(以下「重点区域」という。)は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の 整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、で

きるだけ早い段階から市町村内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について 促進計画の区域は、地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。
- 2 促進計画の目標について

事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について 法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町村において実施を促進する事業を記載すること とする。
- 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、第4の2により設置した推進組織を 活用する場合は、その旨を記載することとする。また、市町村の判断により、その他必要と認 められる事項を記載することとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 多面的機能発揮促進事業に係る第三者委員会に関する事項 法第3条第3項各号に掲げる事業に関する各種点検及び効果の評価等を行うことを目的と して、第三者委員会を設置する。
- 2 推進体制の整備に関する事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ 農業者団体等に対し事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、推進体制を活用した、県、市町村、農業団体等による推進組織を設立し、農業者団体等の取組の実態に応じたきめ細やかな指導、助言等の支援を行うこととする。

3 関係者間における連携の確保に関する事項

県は、法第3条第3項第各号に掲げる事業を推進するにあたり、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に、関係者間の情報共有や意見交換等が行われるようその連携の推進に努める。